様式第5号（第13条関係）

　　年　　月　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国頭村長

国頭村空き家バンク改修等助成金交付・不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました、国頭村空き家バンク改修等助成金について、下記のとおり決定しましたので、国頭村空き家バンク活用促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空き家所在地 | 国頭村字　　　　　　　　　　　　　【空き家登録番号：　　　号】 | |
| 助成金交付決定額 | ① 空き家改修費用 | 円 |
| ② 家財道具処分費用 | 円 |
| ③ 位牌の移行等に関する費用 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |

交付の条件

　(1) この助成金は、国頭村補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月4日規則第3号）及び国頭村空き家バンク活用促進補助金交付要綱第13条に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

　(2)　次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに村長の承認を受けなければなりません。

ア 申請書の内容に関わる変更をするとき。

イ 国頭村空き家バンク活用促進補助金交付要綱第10条から第11条までに規定する補助金の交付の要件等に関わる変更をするとき。

ウ 決定通知書の交付条件に抵触する変更をするとき。

(3)　補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書に必要書類を添えて提出してください。